

こんにちは  
**日本共産党**です

# 『医療費が払いきれない』 負担軽減へ **ドンドン** 申請しよう

経済的不況、貧困と格差が拡大するなか、「医療費が大変」との相談が日本共産党に相次いで寄せられ、市民のいのちと健康を守る取り組みが求められています。

## 「国保法44条は被保険者の権利」

### 心筋症の治療中断も

市内で働くKさんは、仕事が激減し、国民健康保険料が払いきれなくなりました。そのため、心筋症の治療を中断し、脳腫瘍は精密検査すらできない事態でした。友人に誘われ、日本共産党に相談。さっそく生活保護を受け、治療を再開することができました。

日本共産党の小田桐

日本共産党流山市議団  
 高野 とも 7155-1683  
 いぬい紳一郎 7159-2773  
 小田桐たかし 7154-0878  
 徳増 きよ子 7148-6871  
 市議団事務所  
 TEL/FAX 7157-6140

**国保法44条とは：**  
 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の支払いを①減額、②免除、③徴収を猶予することができる。

## 制度徹底は当然

小田桐市議は、過去、44条における申請件数が「ゼロ」となっている原因について、制度の周知徹底がないこと、具体的基準が明確になっていないことを指摘。病院の未払い防止も含め医療機関への徹底とケースワーカーも判断できる基準や事務扱要領等の作成を求めました。

副市長は、「周知徹底

## あきらめないで、使える制度は活用を

国保制度には、44条『一部負担金の軽減』以外にも様々な被保険者の『権利』が認められています（表参照）。裏面の申請書等を活用し、医療費の支払いに困った時は、ドンドン権利を行使しましょう。

## 自分でも申請できた

市内在住のSさんは4人家族。ご主人が緊急入院したため、医療費について国保課に相

厚生労働省は6月24日までに、国民健康保険の加入者で低所得を理由に医療費の窓口負担分を払えない場合に、減額・免除を受けられるよう、市町村への財政支

### 法44条活用へ

## 厚労省が財政支援検討

援の検討を始めました。厚労省は、近く統一的な運用基準を示し、今年度数十の市町村を対象にモデル事業の実施と財政支援を行う方針です。

底は当然」「（基準作成は）考えていないが、細かく対応する」と回答しました。

中で、「医療費の一部負担金の減免」、「限度額以上の負担の軽減」を活用するための申請をしました。

談しましたが、一回目は何も申請できませんでした。二回目の相談で、粘り強く取り組む



## 流山市国民健康保険規則で認められた制度

- 18条の2) 医療費の一部負担金を減額及び免除、徴収猶予できる
- 19条の1) 食事療養が必要とする場合に、負担額を減額できる
- 19条の2) 医療費の一部負担金限度額を超える窓口負担が免除（※ベット差額や食費等は対象外）
- 19条の3) 生活療養を必要とする場合、負担額が減額される
- 21条の3) 限度額以上に負担した高額療養費を支給する
- 23条) 出産一時金を支給する
- 24条) 葬祭費を支給する